# 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則 （昭和三十七年自治省令第十四号）

#### 第一条（用語の意義）

この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

###### 一

辺地度点数

###### 二

駅又は停留所

###### 三

小学校

###### 四

中学校

###### 四の二

義務教育学校

###### 五

高等学校

###### 五の二

中等教育学校

###### 六

医療機関

###### 七

郵便局

###### 八

船着場

###### 九

交通機関

###### 十

定期航行

###### 十一

近傍の市役所等

###### 十二

本土

###### 十三

島

###### 十四

財政力指数

###### 十五

特定振興山村

###### 十六

半島振興対策実施地域市町村

#### 第二条（へんぴな程度の基準）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条に規定する総務省令で定めるへんぴな程度の基準は、当該地域についての辺地度点数が百点以上であることとする。

##### ２

前項の辺地度点数の算定は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

###### 一

当該地域が本土にある場合は、当該地域に係る別表第一の上欄の一から八までに掲げる要素に係る距離を、それぞれ同表の下欄に掲げる単位距離で除して得た数値（小数点以下の端数は切り上げるものとする。）に一点を乗じて得た点数（五十点以上となるときは五十点とする。）の合計点数に、当該地域に係る別表第二の上欄の一、二及び四から八までに掲げる要素についてそれぞれ同表の下欄に掲げる該当点数の合計点数を合算すること。

###### 二

当該地域が島にある場合は、当該地域に係る別表第一の上欄の二から十までに掲げる要素及び当該地域に係る別表第二の上欄の三から八までに掲げる要素についてそれぞれ前号の計算の例により算定して得られた点数を合算すること。

###### 三

前二号の算定において、別表第一の上欄の二又は三に掲げる要素に係る距離を用いた場合においては同表の上欄の三の二に掲げる要素に係る距離は用いないこととし、同表の上欄の三の二に掲げる要素に係る距離を用いた場合においては同表の上欄の二、三及び四の二に掲げる要素に係る距離は用いないこととする。

###### 四

第一号及び第二号の算定において、別表第一の上欄の三又は四に掲げる要素に係る距離を用いた場合においては同表の上欄の四の二に掲げる要素に係る距離は用いないこととし、同表の上欄の四の二に掲げる要素に係る距離を用いた場合においては同表の上欄の三、三の二及び四に掲げる要素に係る距離は用いないこととする。

##### ３

前項の辺地度点数を算定する場合において、交通機関のない部分の全部又は一部が次の各号の一に該当するときは、別表第一の上欄に掲げる要素に係る距離について、当該各号に定めるところにより補正を行うものとする。

###### 一

急こう配又は狭あいである等の自然的条件により交通が困難な部分がある場合

###### 二

急こう配かつ狭あいである等の自然的条件により交通が著しく困難な部分がある場合

#### 第三条（地域の中心）

令第一条の総務省令で定める地域の中心は、当該地域内において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百十一条の規定に基づき固定資産課税台帳に登録された宅地の三・三平方メートル当りの価格が最高の価格である地点とする。

#### 第四条（令第二条第十五号の施設）

令第二条第十五号に規定する共同利用施設その他の総務省令で定める施設は、共同利用施設及び地方公共団体又は農業協同組合その他の公共的団体が設置する施設（共同利用施設を除く。）とする。

#### 第五条（令第二条第十六号の施設）

令第二条第十六号に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

###### 一

生産施設

###### 二

加工施設

###### 三

流通販売施設

###### 四

技能修得施設

###### 五

試験研究施設

#### 第六条（総合整備計画の様式）

公共的施設の整備をしようとする市町村が法第三条第一項の総合整備計画を提出する場合においては、別記様式による総合整備計画書に議会の議決書の写を添えてこれをしなければならない。

# 附　則

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四二年六月一七日自治省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四五年九月一日自治省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和四八年三月一六日自治省令第六号）

この省令は、昭和四十八年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和五〇年四月一八日自治省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五七年三月三一日自治省令第七号）

この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和六三年四月二六日自治省令第一九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二年八月九日自治省令第二五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三年四月一日自治省令第一〇号）

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成四年六月二五日自治省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一一年三月三〇日自治省令第一二号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年四月三日自治省令第三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成二〇年六月一一日総務省令第七一号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二一年四月二四日総務省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二八年三月一八日総務省令第二一号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。